

東北の気仙沼・石巻を訪ねました



言ん子て山ン気
いこどい由テ仙
聞（もま紀イ沼
かそたし子アは
せてれち。が、
に、入、今
れ、小、さ、で
（津山さんのおり、生
）波さん話を、被
にの時は、熱災者
に逃は、ご自聞
げようん分のい
とでの小

休暇村2階の会議室

3月29・30日、親しい友人らと東北の気仙沼市と石巻市を訪ねました。

気仙沼市復興屋台村気仙沼横丁で買い物をし、宿泊は気仙沼大島の休暇村にしました。大島は、島の中央部の田中浜から浦の浜に津波が突き抜け、大きな被害が出ました。また、亀山が山火事になり、かつてはリフトが昇降していましたが、現在はすっかり取り払われていました。震災当時、支援から取り残され、孤立した島としてマスコミでも取り上げられたかと思えます。休暇村では、夕食後の20時から、被災者小山由紀子さんの生々しい体験が語られました。

小山さんは、息子さんに「逃げよう」と言われたとき、「明治の大津波では、家の前で引いたと聞いているので大丈夫」と言ってしまったことを大変後悔されていました。

今回は、命こそ無事でしたが、家屋は全壊、栽培されていた柚子の木も大被害を受けました。



30日は雨でしたが、すでに線香が捧げられていました。私たちがお参りしたあとも通りすがりかなと思われる方が、雨の中車から降りてお参りしていました。

悲劇の 石巻大川小学校

北上川河口から約4kmの川沿いに位置している大川小。川とほぼ水平に感じられました。大津波で、全校児童108人の7割に当たる74人が死亡、行方不明となりました。校舎と献花台を見たとき、誰しもそうかと思いますが、涙を流さずにはいられませんでした。

河北新報社は、「釜谷地区はこれまでに津波が到達した記録がなく、住民は大川小学校がいざという時の避難所と認識していたこと、しかも、山と堤防に遮られていて津波の動向が把握できない環境だったこと等が避難を遅らせた要因として挙げられる」と述べています。

そして、「これらを勘案すれば、宮城県も石巻市も、昭和三陸大津波レベルなら大川小学校には津波が来ないことを公言し、それ以上の大津波への対応は全く考慮していなかったと言わざるを得ない。もし大津波が来たらここは危険との意識が住民に無かったのはそのためだったと言える。5分で完了可能な裏山への避難が選択肢の後方へ押し下げられてしまったのは、大川小学校に集まった人々のほとんどに危機意識が欠けていたためであり、そのように仕向けてしまった一因は行政にあったと推察できる」と評しています。

住民とともに防災対策を真剣に練る、行政の役割の重要性を改めて学ぶことになりました。

しかし東海村の課題を考えたとき、原子力発電所からほぼ半径5km以内に位置する本村は、ひとたび過酷事故になれば全村（民）壊滅状態です。この場合、原子力発電所を無くす判断が必至です。

3月議会議案審議から

議会最終日に行われた、すべての議案に対する賛否の態度表明で、住民にとって不利益になると考えられる何点かに反対をしました。その中から、「子育てに関する法律の大改悪に基づく村の条例」化に反対しましたので、その討論をご報告いたします。

東海村子ども・子育て会議条例について

日本共産党の大名美恵子です。会派を代表し、議案第6号東海村子ども・子育て会議条例に反対の立場から討論を行います。

東海村子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づき、本村の努力義務として設置されるものです。

当該会議は、①幼稚園、保育所、認定こども園の利用定員の設定に対して意見すること ②地域型保育事業の設定に対して意見すること ③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更時に、計画案に対して意見すること ④子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関して調査・審議することを規定しています。

反対の第1は、子ども子育て新制度そのものに問題があることです。

子ども・子育て新制度は、その本質が現在の保育制度の解体を狙い、自治体の保育実施義務など児童福祉法に対し制約を設け、公的責任の大幅な後退を招くものです。

その内容は、福祉・教育としての保育を介護保険や障害者総合支援法のような利用者補助方式、直接契約方式で、保護者の自己責任による利用へと仕組みを大きく変えとともに、契約原理、市場原理に基づき、保育が必要な子どもに対する福祉の意義と役割が薄められ、虐待を受けている子どもや生活困窮世帯の子ども、障害を持っている子どもなど、「特別な支援を必要とする子ども」への対応は、別枠で特別な仕組みを用意するしかなく、子どもたちに差別と格差を持ち込むことにつながります。

更に、規制緩和による保育水準の引き下げが行われることは避けられません。実際、株式会社の大量参入と認可園の基準引き下げを行った横浜市での待機児対策は、0歳から1歳の子ども1人当たりの最低面積を市独自で切り下げて詰め込みを行い、園庭やプールをつぶして園舎を増築するなど保育環境は悪化しており、保育士の大量退職も深刻です。

規制緩和や市場原理を持ち込み、保育水準を下げる新制度は、子どもたちの安全や生命に危険を及ぼすことから、絶対に認めることはできません。

反対の第2は、子ども・子育て会議が本来求められる役割を果たせないことです。

本村の子ども・子育て会議は、子どもの保護者、子ども子育て支援に関する事業従事者、子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる人、教育関係者、学識経験者など15名で構成され、子ども・子育て支援事業計画の策定に携わるといいます。

しかし、会議では、支援法の基本指針に基づいて事業計画を策定することを決定事項としています。支援法と基本指針が大前提にある限り、支援事業計画が子どもたちの、最善の利益を保障し、今よりも制度の改善や充実を図ってほしいという現場や村民の願いを反映できる保証はありません。新制度そのものに多くの問題をはらんだ子ども・子育て会議では、現行水準の引き下げや規制緩和を追認する機関になりかねません。

しかも、素案策定までの期間が約8ヶ月と短く、村が示したスケジュールでは、議論を進めるための実態調査や幅広い村民の意見を受けとめての議論や審議を尽くす条件がはじめから整っていません。

村は、国言いに子ども・子育て支援法と新制度導入を進めることはやめるべきです。現行制度を堅持する立場で、深刻な待機児解消と保護者の負担軽減、保育水準の底上げなど、村民が願う真の子育て支援と拡充に自治体として責任を果たすことを強く求めるものです。

以上述べまして、会派を代表しての反対の立場からの討論といたします。